



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成27年12月7日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098(868)4402

事業主の皆様へ

ストレスチェック制度の施行に伴い、 「労働者の健康保持増進の指針」等 が改正されました

標記について、事業場における労働者の健康保持増進のための指針等を示しておりましたが、平成26年6月に交付された改正労働安全衛生法により、ストレスチェック制度等の導入が義務付け(50人未満の労働者を使用する事業場は当分の間努力義務)となったことを踏まえ、関係する内容について改正を行い、

平成27年12月1日より適用すること

となりましたのでお知らせいたします。

改正内容の新旧対照表等については以下のとおりです。

- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」

[別紙1 新旧対照表](#)

[別紙5 改正指針](#)

↑[クリックしてください。](#)↑

- 「健康診断結果に基づき事業者が構すべき措置に関する指針」

[別紙2 新旧対照表](#)

[別紙6 改正指針](#)

↑[クリックしてください。](#)↑

[次ページへ](#)

- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」

[別紙3 新旧対照表](#)

[別紙7 改正指針](#)

↑[クリックしてください。](#)↑

- 「労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施に関する指針」

[別紙4 新旧対照表](#)

[別紙8 改正指針](#)

↑[クリックしてください。](#)↑

